

令和3年度第3回総会（月例）議事録

| | |
|---------------|---|
| 日 時 | 令和3年6月28日（月） 午前10時開会 |
| 場 所 | 市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 |
| 出席委員 （19名） | 上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 横峯 明人 室屋 智美 |
| 欠席委員 （0名） | |
| 事務局 | 事務局長 三浦 主 幹 新地 支局主任 山崎、村田、末永、尾堂、小山田、東、今吉、児之原、石田 専門員 大西、矢崎 主 査 水盛、取違、帖地、安樂、有村、渡邊 主 事 塩田 主 任 鮫島、水口、山本、西、平川 |
| 農政総務課 | 主 任 橋口 |
| 議 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 |
| 報告事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 裁判所から照会のあった農地等の現況について 2 法務局から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 7 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 8 令和3年度第1回農地利用最適化推進合同委員会に係る審議結果について |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第3回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、豊留委員、永尾委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p> |
|-----|---|

| 議 題 | |
|--|---|
| 議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～3 ページ 14 件 | |
| 議 長 | <p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、9番委員お願いします。</p> |
| 9 番 委 員 | <p>ご報告します。 番号1号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p> |
| 1 4 番 委 員 | <p>ご報告します。 番号2号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p> |
| 7 番 委 員 | <p>ご報告します。 番号4号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号5号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号6号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、吉田、18番委員お願いします。</p> |
| 1 8 番 委 員 | <p>ご報告します。 番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、桜島、19番委員お願いします。</p> |
| 1 9 番 委 員 | <p>ご報告します。 番号8号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、松元、5番委員お願いします。</p> |

| | |
|--|---|
| 5 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号9号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、郡山、11番委員お願いします。</p> |
| 1 1 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号11号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>4ページ 1件</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、13番委員お願いします。</p> |
| 1 3 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：通路17.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・北…宅地、西…本人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|---|---|
| 議 長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 5ページ～10ページ 22件</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p> |
| 14番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟162.30㎡、庭敷地等336.70㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…渡人畑、西…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、貸資材置場1, 200.00㎡、貸車両置場275.00㎡、通路等250.00㎡、東・南…山林、西・北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、建売住宅2棟170.17㎡、庭敷地等327.83㎡、東…宅地、西・南…渡人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、資材置場512.00㎡、車両置場94.60㎡、転回場等653.40㎡、東・西…他人田、南…宅地、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟102.68㎡、庭敷地等297.32㎡、東…雑種地、西・北…里道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、建売住宅2棟134.97㎡、庭敷地等363.03㎡、東・南…渡人畑、西…市道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 1 3 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号7号、貸資材置場247.50㎡、転回場等203.50㎡、東…雑種地、西…他人畑、南…私道、北…山林、境界…フェンス、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、資材置場71.28㎡、法面393.00㎡、転回場等626.72㎡、東…宅地、他人畑、私道、西・南…他人畑、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、吉田、18番委員お願いします。 |
| 1 8 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号9号、貸駐車場983.00㎡、通路675.00㎡、転回場等7,514.79㎡、東・北…山林、西…県道、南…他人畑、山林、境界…土留、雨水…県道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、住家1棟102.68㎡、庭敷地等228.32㎡、東…他人畑、西…水路、南…私道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、通路332.00㎡、東…貸人畑、西…私道、南…市道、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、喜入、10番委員お願いします。 |
| 1 0 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号12号、住家1棟101.85㎡、庭敷地等325.15㎡、東…水路、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は道路に接していませんが、申請地東側の水路に蓋をし、隣接する海浜管理用道路に出入りします。</p> <p>番号13号、住家1棟109.30㎡、庭敷地等279.70㎡、東…宅地、西…他人畑、市道、南…水路、北…宅地、雑種地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、松元、5番委員お願いします。 |

| | |
|---------|---|
| 5 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号14号、貸駐車場180.00㎡、通路84.00㎡、転回場364.00㎡、東…県道、西…山林、南…他人畑、宅地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、貸駐車場285.00㎡、通路198.04㎡、転回場452.49㎡、東…宅地、雑種地、西・北…宅地、私道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、住家1棟103.30㎡、庭敷地等384.70㎡、東…里道、西…他人畑、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、通路106.00㎡、東…渡人畑、西・北…里道、南…市道、境界…土留、雨水…里道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約2kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地は、転用許可を受けないまま自宅への通路敷地としてすでに拡張を行い使用していたもので、今回始末書添付の上、申請されるものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号18号、貸駐車場360.00㎡、法面15.00㎡、転回場等627.00㎡、東・南…市道、西…里道、北…宅地、境界…土留、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、資材置場162.00㎡、事務所1棟56.80㎡、転回場等357.20㎡、東…宅地、山林、西…市道、南…山林、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、建売住宅2棟120.02㎡、庭敷地等711.98㎡、東・北…市道、西…宅地、南…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、郡山、11番委員お願いします。 |

| | |
|-----------|---|
| 1 1 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号21号、住家1棟113.62㎡、庭敷地等243.89㎡、東・北…市道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号22号、住家1棟105.59㎡、庭敷地等299.41㎡、東…里道、西・南・北…渡人畑、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>本件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地の雨水につきまして、市道側溝と計画されております。</p> <p>隣接する東側と渡人畑をはさんだ北側に里道がありますが、側溝がないことから、里道にパイプを布設し、市道側溝に放流する計画です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p> |
| 9 番 委 員 | <p>転回場と転回場等がありますが、どちらも同じでしょうか。</p> |
| 事 務 局 | <p>転回場で終わる時には、転回場しかありません。等と付く場合には、他にも用途があるのですが、総称して等で、まとめているということです。主なものを3つ程上げまして、細かいものもあるのですが、それを含めての等ということで、まとめております。最後に等が付く場合には、それ以外も使用用途があるとお考え下さい。</p> <p>以上で終わります。</p> |
| 9 番 委 員 | <p>わかりました。</p> |

| | |
|--|---|
| 議 長 | <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」22件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <p>議題4. 非農地認定に関する件 11ページ～12ページ 5件</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、9番委員お願いします。</p> |
| 9 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木・ゴキ竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：5571：雑木・孟宗竹自然繁茂、約60年経過、現況山林。5572：雑木・ゴキ竹自然繁茂、約60年経過、現況山林。5573、5574-1：雑木・ゴキ竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。5576-1：雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p> |
| 14 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p> |
| 10 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：住家1棟、25年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、郡山、11番委員お願いします。</p> |
| 11 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|--|--|
| 議 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」5件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p> |
| <p>議題5. 農用地利用集積計画に関する件 13ページ～30ページ 32件</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>15ページ、番号3号につきましては、1番委員自身が、23ページから25ページ、番号19から23号につきましては、18番委員の親族が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1番委員、18番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 まず、1番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(1番委員離席後)</p> <p>それでは、番号3号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 15ページをご覧ください。 番号3号、2筆で、地目：田、現況：畑、面積505.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。 令和3年6月30日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」の番号3号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、1番委員におかれましては、ご着席をお願いします。18番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(1委員着席、18番委員離席後)</p> <p>それでは、番号19から23号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>23ページをご覧ください。</p> <p>番号19号、地目：畑、面積1,042.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間1年6ヶ月、区分：新規。</p> <p>番号20号、地目：畑、面積1,037.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間1年6ヶ月、区分：新規。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p>番号21号、3筆で、地目：田、面積2,754.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間6年、区分：更新。</p> <p>番号22号、2筆で、地目：畑、面積3,126.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間6年、区分：更新。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>番号23号、地目：田、面積528.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：更新。</p> <p>令和3年6月30日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」の番号19から23号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(18番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの26及び先ほどの6件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>資料の13ページをご覧ください。 「議案第5号」、令和3年6月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃借権16件、32筆、28,353.00㎡。使用貸借権16件、26筆、16,077.00㎡。合計32件、58筆、44,430.00㎡です。 議案書の14ページから30ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、30ページは、配分計画を含む内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> |

| 議題 6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 1 件 | |
|---|--|
| 議 長 | 次に、議題 6. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、松元、5 番委員お願いします。 |
| 5 番 委 員 | ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、資材置場 4. 現況、申出地は、石谷町矢之迫地区にあり、松元支所から北へ約 3 k m に位置し、東・南側は里道、西・北側は他人畑に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。 |
| 議 長 | ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。 |

| 報 告 事 項 | |
|--|--|
| 1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について 31ページ 1件 | |
| 議 長 | 報告事項1「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 それでは、郡山、11番委員お願いします。 |
| 11番委員 | 報告します。31ページです。 照会日：令和3年5月20日、1筆目、現況：農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況農地である。 2筆目、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：農地については、買受適格証明書を有する者に限る。 令和3年5月31日 鹿児島地方裁判所へ報告済。 |
| 2. 法務局から照会のあった農地等の現況について 32ページ 1件 | |
| 議 長 | 報告事項2「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、郡山、11番委員お願いします。 |
| 11番委員 | 報告します。32ページです。 照会日：令和3年6月9日、1、2筆目、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 3筆目、現況：農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況農地である。 処理状況：令和3年6月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 |
| 3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告についてから 6. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 33ページ～45ページ | |
| 議 長 | 報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項6「農用地利用配分計画に関する報告の集計について」 それでは、事務局の報告をお願いします。 |

| | |
|---|--|
| 3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 33ページ～34ページ 10件 | |
| 事 務 局 | <p>33ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は10件です。</p> <p>登記地目別では、田26筆、13,590.31㎡、畑40筆、17,699.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が10件。権利の種別は、所有権が10件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が9件となっております。</p> <p>34ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> |
| 4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 35ページ～42ページ 28件 | |
| 事 務 局 | <p>35ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理したものです。</p> <p>第4条関係は、一般住宅が1件、駐車場が3件、合計4件となっております。</p> <p>36ページは、届出の内容です。お目通しをお願いします。</p> <p>元に戻っていただき、35ページをお願いします。</p> <p>第5条関係は、上から順に、一般住宅18件、駐車場2件、資材置場2件、その他2件で、合計24件となっております。</p> <p>資料の37ページから42ページは、第5条の届出内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> |
| 5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 43ページ 2件 | |
| 事 務 局 | <p>43ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>谷山に合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> |

| | |
|---|---|
| 6. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 44ページ～45ページ 1件 | |
| 事 務 局 | <p>44ページをお開きください。</p> <p>令和3年5月19日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和3年6月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>貸借権1件1筆314.00㎡となっております。</p> <p>今回の分は、平成29年11月の総会で審議していただきました農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>45ページは、農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> |
| 7. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について、 8. 令和3年度第1回農地利用最適化推進合同委員会に係る審議結果について 別冊資料3、4 | |
| 議 長 | <p>報告事項7「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>報告事項8「令和3年度第1回農地利用最適化推進合同委員会に係る審議結果について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p> |
| 7. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3 | |
| 事 務 局 | <p>報告事項7 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の4月分については、訪問戸数125戸、うち不在25戸、調査回答戸数101戸、貸出希望8戸306.35アール、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数5,363戸、うち不在533戸、調査回答戸数4,953戸、貸出希望266戸5,530.62アール、借入希望52戸2,200.00アール、貸出実績15戸229.78アール、借入実績11戸225.87アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |

| 8. 令和3年度第1回農地利用最適化推進合同委員会に係る審議結果について 別冊資料4 | |
|---|---|
| 事務局 | <p>それでは各地区推進協議会において審議しました、鹿児島市農地利用最適化推進合同委員会の第1号・2号議案の審議結果について報告します。</p> <p>出席委員につきましては、37人中37人の出席でございまして、全委員の過半数を満たしております。</p> <p>次に議事の結果についてですが、</p> <p>第1号議案 令和2年度鹿児島市農業委員会事業について</p> <p>第2号議案 令和3年度鹿児島市農業委員会の重点活動方針（案）について</p> <p>いずれも過半数の賛成で承認されましたので報告いたします。</p> <p>農業委員の皆様には本日、お手元の通知文でもって報告させていただきますが、推進委員の方々につきましては、同日付の通知文を郵送にてご案内しております。</p> <p>以上で報告事項8に係る説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>（議事終了：午前10時35分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p> |
| 事務局 | <p>・令和3年度第4回総会（月例）開催日時は、 7月28日（水）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> |
| 議長 | <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時40分）</p> |

鹿児島市農業委員会総会

議 長

議 事 録 署 名 者

7 番 委 員

8 番 委 員